

(3) 申請時：申請の対象範囲について

Q3-1 令和4年3月に契約をしたのですが、対象となりますか？

A 対象となりません。令和4年4月1日以降の契約のみ対象となります。

Q3-2 新築に際し、外構整備や車庫を建築する場合も対象となりますか？

A カーポートや門扉など、住宅の付属建築物、構造物は対象となりません。
中古住宅の場合も同様です。

Q3-3 店舗との併用住宅は対象となりますか？

A 延床面積の1/2以上が居住用部分で、生活に必要な台所、浴室及びトイレを備えていれば対象となります。

Q3-4 共同持分で住宅を取得した場合も対象となりますか？

A 対象となります。
その場合は、持分が一番多い方（皆同じ持分の場合はいずれか1人）の名義で申請することができます。

Q3-5 申請者以外の名義で登記した場合は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q3-6 土地だけ購入した場合は対象となりますか？

A 対象となりません。

Q3-7 契約日より前に支払った土地の手付金等は対象となりますか？

A 対象となりません。
ただし、契約日以前に発生した必要経費のうち、令和4年4月1日以降に発生した経費は対象となります。